



## 2 政策体系別の取組

- 基本構想に掲げる5つの基本政策と、基本計画に掲げる18の政策に基づき、4年間で取り組む48の施策を取りまとめています。

### 基本政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

#### 政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
- 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
- 施策1-1-3 消防力の強化
- 施策1-1-4 河川施設の整備

#### 政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理

#### 政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成

#### 政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
- 施策1-4-5 健康づくりの推進
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進

#### 政策1-5 生命と健康を守る

- 施策1-5-1 保健医療の推進
- 施策1-5-2 市立病院の運営

### 基本政策2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

#### 政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり

#### 政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働

### 基本政策3

市民生活を豊かにする環境づくり

#### 政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
- 施策3-1-2 資源循環の推進
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進

#### 政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備

### 基本政策4

活力と魅力あふれる力強い都市づくり

#### 政策4-1 地域経済を活性化する

- 施策4-1-1 イノベーション創出の推進
- 施策4-1-2 中小企業の競争力強化
- 施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化
- 施策4-1-4 都市農業の振興
- 施策4-1-5 働きやすい環境づくり

#### 政策4-2 臨海部を活性化する

- 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備
- 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

#### 政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進

#### 政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
- 施策4-4-3 市バス事業の運営

#### 政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり

#### 政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進

#### 政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戦略的なシティプロモーション

### 基本政策5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

#### 政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

- 施策5-1-1 協働・連携による地域づくり
- 施策5-1-2 区役所サービスの充実
- 施策5-1-3 生涯学習の推進

#### 政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- 施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり



## ページの見方

施策 1-1-1 地域防災力の向上

**① 施策の目標**

① 自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

**② 成果指標**

名称(指標の出典)	現状	目標値
災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合(市民アンケート)	19.4% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合(川崎市調べ)	94.3% (R6年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(川崎市調べ)	49か所 (R7年度)	113か所以上 (R11年度)

**③ 関連するSDGs**

**④ 関連する主な個別計画**

- かわさき強靱化計画
- 地域防災計画
- 備蓄計画

**⑤ 現状と課題**

- 近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最小にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。
- 令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上を食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす問題が顕著なため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難など、都市部ならではの特性を考慮した取組を進める必要
- また、避難行動要支援者(時に支援が必要な方)を中心に、発災直後の安否確認、救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

令和7年度総合計画市民アンケート結果

避難所運営会議における訓練実施の推移

**⑥ 取組の方向性**

- 市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化
- 避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組の推進
- 災害直後の安否確認、救命・救護や、避難生活の支援等に向けた取組の推進

**⑦ 計画期間の主な取組**

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靱化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえて公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震被害想定調査の実施 (R8年度)</li> <li>かわさき強靱化計画及び備蓄計画の改定 (R9年度)</li> </ul>
地域防災推進事業	自主防災組織等への支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織リーダー等養成研修実施 (毎年度)</li> <li>避難所運営マニュアルの改定 (R9年度)</li> <li>携帯トイレの備蓄等への支援 (R8年度～)</li> <li>自助・共助による浸水対策への補助 (R8年度～)</li> <li>川崎市及び各区総合防災訓練の実施 (毎年度)</li> </ul>
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的なトイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンホールトイレが整備されている避難所等の数 (R7年度:24か所→R11年度:124か所、R13年度整備完了予定)</li> <li>防災ラジオの無償貸与・有償配布 (R8年度)</li> </ul>
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震時等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備 (毎年度)</li> <li>帰宅困難者対策訓練の実施 (毎年度)</li> <li>帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数 (R6年度:26,700人→R11年度:27,500人)</li> </ul>
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との災害訓練の実施 (毎年度)</li> <li>二次避難所施設数の維持 (R6年度:233か所)</li> </ul>

## ① 施策の目標

施策の推進により4年後にめざす姿(状態)

## ② 成果指標

施策の成果や進捗状況を把握するために設定する定量的な指標

## ③ 関連するSDGs

施策と関連するSDGsの17の目標

## ④ 関連する主な個別計画

施策と関連する主な個別計画

## ⑤ 現状と課題

施策の推進に向けた現状と課題

## ⑥ 取組の方向性

「施策の目標」の達成に向けた取組の方向性

## ⑦ 計画期間の主な取組

施策を構成する事務事業のうち、「施策の目標」の達成に大きく寄与すると考えられる事業や、財政負担の大きい事業など(最大5つ)

「主なアウトプット」には、原則として、第4期実施計画期間中の主な成果や指標等を掲載(西暦併記や指標(目標値)の「以上」等は省略)

# 施策 1-1-1

## 地域防災力の向上

### 施策の目標

自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合(市民アンケート)	19.4% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合(川崎市調べ)	94.3% (R6年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(川崎市調べ)	49か所 (R7年度)	113か所以上 (R11年度)

### 関連するSDGs



### 関連する主な個別計画

- かわさき強靱化計画
- 地域防災計画
- 備蓄計画

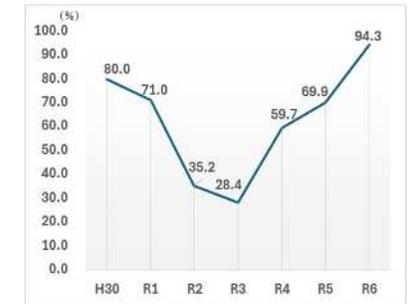
### 現状と課題

- 近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最小にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。
- 令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす問題が発生したため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難を推奨するなど、都市部ならではの特性を考慮した取組を進める必要があります。
- また、避難行動要支援者をはじめ、災害時に支援が必要な方を中心に、発災直後の安否確認、救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

令和7年度総合計画市民アンケート結果



避難所運営会議における訓練実施の推移



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化
- ・ 避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組の推進
- ・ 災害直後の安否確認、救命・救護や、避難生活の支援等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靱化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえて公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震被害想定調査の実施（R8年度）</li> <li>・ かわさき強靱化計画及び備蓄計画の改定（R9年度）</li> </ul>
地域防災推進事業	自主防災組織等への支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織リーダー等養成研修実施（毎年度）</li> <li>・ 避難所運営マニュアルの改定（R9年度）</li> <li>・ 携帯トイレの備蓄等への支援（R8年度～）</li> <li>・ 自助・共助による浸水対策への補助（R8年度～）</li> <li>・ 川崎市及び各区総合防災訓練の実施（毎年度）</li> </ul>
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的なトイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンホールトイレが整備されている避難所等の数（R7年度：24か所→R11年度：124か所、R13年度整備完了予定）</li> <li>・ 防災ラジオの無償貸与・有償配布（R8年度）</li> </ul>
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震時等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備（毎年度）</li> <li>・ 帰宅困難者対策訓練の実施（毎年度）</li> <li>・ 帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数（R6年度：26,700人→R11年度：27,500人）</li> </ul>
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との災害訓練の実施（毎年度）</li> <li>・ 二次避難所施設数の維持（R6年度：233か所）</li> </ul>

施策の目標

地震発生時の建築物の倒壊や延焼により想定される被害が減少している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率 (川崎市調べ)	82.8% (R6年度)	84.8%以上 (R11年度)
住宅の耐震化率 (川崎市調べ)	96.8% (R6年度)	97.8%以上 (R11年度)
不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 (川崎市調べ)	0% (R6年度)	30%以上 (R11年度)

関連するSDGs

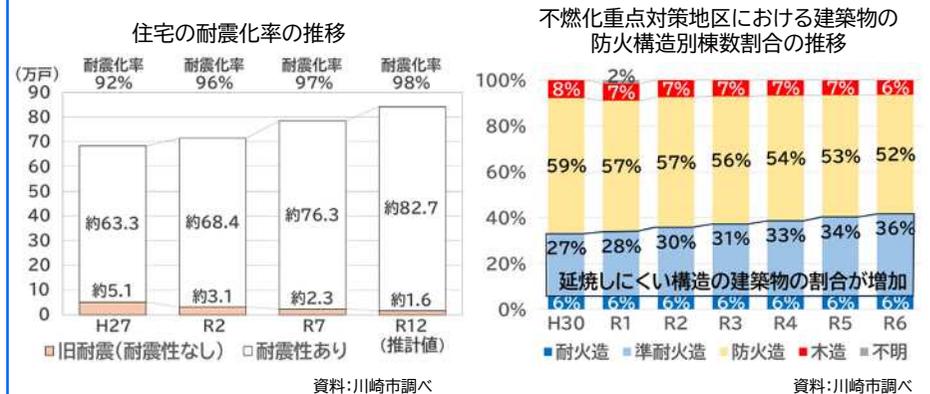


関連する主な個別計画

- 耐震改修促進計画
- 密集市街地における防災まちづくり推進計画
- 小田周辺戦略エリア整備プログラム

現状と課題

- 地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を守るため、緊急交通路等の沿道にある、倒壊により道路を閉塞し緊急車両等の通行の障害となる建築物(以下「沿道建築物」という。)や住宅などの耐震化を促進する必要があります。
- 不燃化重点対策地区(小田周辺地区及び幸町周辺地区)は、老朽木造住宅等が密集し、地震発生時の火災延焼リスクが特に高いため、不燃化を推進する必要があります。また、小田周辺戦略エリアでは住環境の改善を進めるとともに、地域活性化に向け、南部防災センター跡地を効果的に活用することが必要です。
- 不燃化重点対策地区に次いで火災延焼リスクの高い防災まちづくり推進地区において、地域住民の防災意識を醸成し、自助・共助による地域防災力向上を図るため、災害時の活動体制の構築など、地域特性に応じた取組が主体的になされるよう支援する必要があります。
- 狭あい道路(幅が4メートル未満の道路)は、緊急車両や福祉車両等の通行に支障があること、地震時に塀や建物が倒壊すると閉塞のリスクが高く避難に支障が生じることなど、防災や日常生活においてさまざまな課題があるため、道路を拡幅する必要があります。



取組の方向性

- 沿道建築物や住宅の耐震化に向けた取組の促進
- 不燃化重点対策地区における燃え広がりにくいまちづくり及び火災延焼リスクの高い地区における地域住民主体の防災まちづくりの推進
- 狭あい道路の拡幅による防災力強化及び生活環境の改善に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
民間建築物耐震化促進事業	耐震化の重要性の意識啓発を行うとともに、耐震性が不十分な沿道建築物、戸建住宅やマンション等を対象に耐震診断、耐震改修等の費用の一部を助成することで、建築物の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 耐震化の重要性に関する普及・啓発活動（毎年度）</li> <li>• 沿道建築物の耐震改修等の助成（毎年度）</li> <li>• 木造住宅の耐震改修等の助成（毎年度）</li> <li>• マンションの耐震改修等の助成（毎年度）</li> </ul>
防災市街地整備促進事業	不燃化重点対策地区において、条例による防火規制や不燃化支援等を行うことにより不燃化を推進します。また、小田周辺戦略エリアにおいては、小田栄駅前交差点の改良による道路機能の強化や、南部防災センター跡地周辺の公有地の活用検討など地域活性化等に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅等不燃化推進事業の補助（毎年度）</li> <li>• 南部防災センター跡地周辺利活用計画の策定（R8年度）</li> </ul>
防災まちづくり支援促進事業	防災まちづくり推進地区において、町内会の防災活動などを支援し、「防災まちづくり計画」を作成することで、地域防災力の一層の向上を図ります。また、地域住民主体の防災活動の重要性に関する周知・啓発活動を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町内会への防災活動支援（毎年度）</li> <li>• 周知・啓発活動の実施（毎年度）</li> </ul>
狭あい道路対策事業	狭あい道路の後退用地について市が舗装等の整備を実施するなど、建築主等の理解と協力を得ながら狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、地域の防災力強化と生活環境の改善に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 狭あい道路拡幅整備工事の実施（毎年度）</li> </ul>

## 施策 1-1-3

## 消防力の強化

### 施策の目標

消防力の強化により、さまざまな災害から市民が守られている

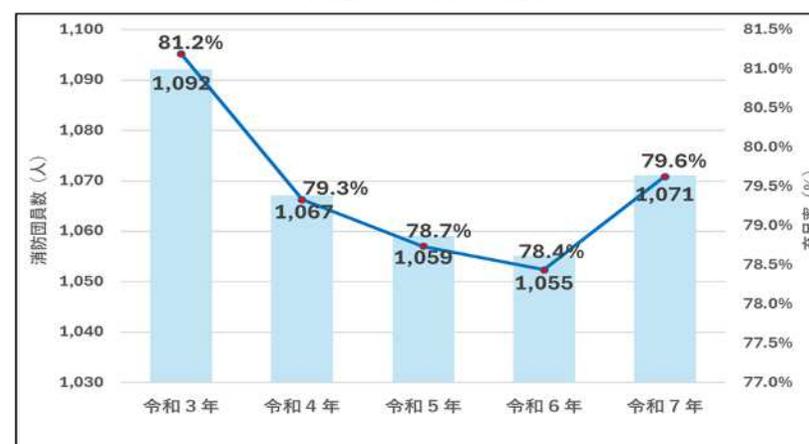
### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
火災出場における消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間 (川崎市調べ)	4.0分 (R6年)	4.5分以内 (R11年)
消防団員数の充足率 (川崎市調べ)	79.6% (R7年4月1日)	84.2%以上 (R12年4月1日)

### 現状と課題

- 近年、大地震、集中豪雨等の大規模災害により、全国各地で甚大な被害が発生しています。本市においても大規模災害が発生する可能性は十分にあり、被災した場合には迅速かつ確かな消防活動が求められます。
- 火災件数が増加傾向にあることから、火災予防に向けた取組を実施するとともに、発生した際には、被害を最小限に食い止める必要があります。
- 大規模災害や火災発生時に迅速かつ確かな消防活動を遂行するためには、消防指令システム等の維持管理、防災活動拠点、車両、資器材等の整備を行うとともに、職員の災害対応能力を向上させる必要があります。
- 大規模災害等が発生した際に、地域の安全や迅速な消防活動を確保するためには、地域と密接な関係にある消防団を中核とした、地域防災力の充実・強化を図っていく必要があります。

消防団員数と充足率の推移



資料:川崎市調べ

### 関連するSDGs



### 関連する主な個別計画

- 消防署所の整備・維持管理の考え方

取組の方向性

- ・ 防災活動拠点、車両、資器材等の整備及び効果的な訓練、研修等の実施による消防体制の充実強化
- ・ 火災原因調査に基づく効果的な広報、建築物の防火安全性を確認する消防同意事務等の実施による火災予防の推進
- ・ 消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
警防活動事業	災害情報の適切な収集・分析及び現場における安全管理体制を構築するために訓練、研修等を実施します。公設消火栓、大規模地震等の際に必要な不可欠となる耐震性貯水槽等の消防水利を適正に維持管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 九都県市合同防災訓練(消防局担当実働訓練等)の実施 (R9年度)</li> <li>・ 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施 (R10年度)</li> </ul>
火災予防事業	火災予防に関する広報を各種広報媒体を活用して実施します。火災原因調査に関する研修の実施により火災調査員の調査知識・技術の向上を図ります。消防同意事務等を確実に実施することで、防火対象物の安全性を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防同意事務のオンライン化の実施 (R8～R10年度)</li> </ul>
消防指令体制整備事業	消防指令システム、消防情報管理システム、消防救急デジタル無線設備等を維持管理するとともに、耐用年数を迎えるシステム及び消防救急デジタル無線設備を適正に更新します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防指令システムの更新 (R10年度)</li> <li>・ 消防情報管理システムの更新 (R10年度)</li> <li>・ 消防救急デジタル無線基地局の更新 (R12年度予定)</li> </ul>
消防施設整備事業	老朽化した消防署所、消防団器具置場等を改修又は改築します。また、施設や設備機器の劣化状態等を点検し、適切な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子母口出張所改築工事 (R8～R9年度)</li> <li>・ 平間出張所改築工事(R10～R11年度)</li> </ul>
地域防災支援事業	消防職員と消防団員が連携した訓練等を実施するとともに、各種イベント等を活用して、消防団員募集活動を行います。また、教育機関等と連携した防火防災教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防フェア等の各種イベント及びSNS等を活用した消防団員募集活動の実施 (毎年度)</li> <li>・ 教育機関等と連携した防火防災教育の実施 (毎年度)</li> </ul>

## 施策 1-1-4

## 河川施設の整備

### 施策の目標

流域の治水対策が進み氾濫リスクが軽減している

### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
時間雨量50mm降雨対応の河川改修率(川崎市調べ)	89.7% (R6年度)	95.5%以上 (R11年度)
河川施設(平瀬川)の老朽化対策の進捗率(川崎市調べ)	64% (R6年度)	100% (R10年度)
平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率(多摩川計画高水位対応・延長700m)(川崎市調べ)	0% (R6年度)	50%以上 (R11年度)

### 関連するSDGs



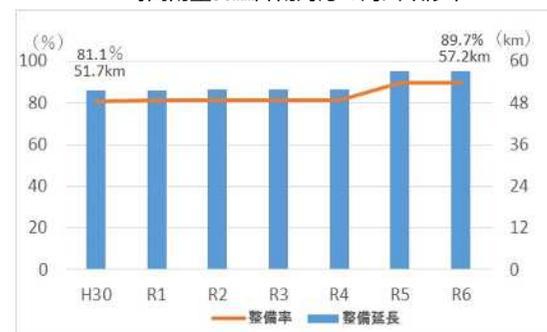
### 関連する主な個別計画

- 河川維持管理計画

### 現状と課題

- 本市が維持管理する河川では、全国的な整備水準である時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応できる河川改修等を進めています。
- 本市が維持管理する河川のうち約6割が整備後、概ね50年を経過し、施設の老朽化が顕著となっていることから、安全性の確保のため、河川施設の計画的な更新が必要となっています。現在は、平瀬川の緊急対策工事を実施しています。
- 近年、気候変動の影響により全国的に局地的豪雨が発生し、記録的な降雨量となるなど、これまでの経験や予測を超える自然災害が多発しています。こうした激甚化・頻発化する水害への対策が必要となっています。
- 市内においては、令和元年東日本台風により多摩川の水位が上昇し、平瀬川・多摩川合流部において浸水被害が発生したことから、被害の再発を防ぐため、多摩川計画高水位に対応する堤防整備を実施しています。
- また、河川改修等やハザードマップの周知、水防活動などとあわせて、国や関係自治体、企業、住民などのあらゆる関係者と連携した流域全体での治水対策が求められています。

時間雨量50mm降雨対応の河川改修率



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 時間雨量50mm降雨対応の河川改修等によるハード対策とハザードマップの周知等によるソフト対策が一体となった取組の推進
- ・ 国や関係自治体等と連携した、気候変動の影響による降雨量増加への対応に向けた計画的な治水対策の推進
- ・ 令和元年東日本台風により浸水被害のあった平瀬川・多摩川合流部における堤防整備の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
河川計画事業	気候変動の影響による将来の降雨量の増加を考慮した上で、流域治水の視点を踏まえてグリーンインフラ等も活用し、下水道事業と連携して雨水対策の方針を策定します。策定後は方針に基づき、河川改修や浸水軽減に向けた取組等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(仮称)雨水対策基本方針」の策定 (R9年度)</li> </ul>
河川改修事業	治水安全度の向上を図るため、準用河川五反田川について、時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応する河川改修を実施するとともに、準用河川三沢川について、河川改修に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準用河川五反田川の河川改修の実施 (~R8年度)</li> </ul>
河川施設更新事業	これまで整備してきた河川の治水安全度を確保するため、老朽化により大規模な更新が必要となった河川施設について、施設更新を計画的に進めます。現在は、一級河川平瀬川の護岸の緊急対策工事を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平瀬川護岸改修事業の実施 (~R10年度)</li> </ul>
平瀬川・多摩川合流部整備事業	令和元年東日本台風により浸水被害のあった、一級河川平瀬川・多摩川合流部において、神奈川県が策定した「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づいた堤防整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平瀬川・多摩川合流部(1期区間)における多摩川計画高水位までの堤防整備の実施 (~R14年度予定)</li> </ul>
水防業務	国の基準改定等を踏まえながら、適宜、洪水ハザードマップを改定し、市民への周知・啓発を行います。また、河川の増水時に河川パトロールなどの水防活動を実施し、被害の防止・軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災フェア等の機会を通じた洪水ハザードマップの周知・啓発 (毎年度)</li> <li>・ 区役所における市内転入者等への洪水ハザードマップの周知・啓発 (毎年度)</li> </ul>

施策の目標

地域の秩序が維持され暮らしの安全が確保されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
市内刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R11年)
路上喫煙防止重点区域通行量 調査で確認された喫煙者数 (川崎市調べ)	7人 (R6年度)	7人以下 (R11年度)
防犯カメラ設置台数(人口10 万人あたり) (川崎市調べ)	35.6台 (R6年度)	82.5台以上 (R11年度)

関連する  
SDGs



関連する  
主な個別計画

- 消費者行政推進計画

現状と課題

- 防犯対策は、多岐にわたる行政の取組の中でも特に市民ニーズの高い施策ですが、コロナ禍からの社会経済活動の回復を機に、刑法犯の認知件数は全国的に増加傾向にあります。
- 市民の暮らしの安全を確保するため、刑法犯認知件数の人口割合を大都市の中で最少とすることをめざし、防犯カメラの設置など、犯罪を起こさせない環境づくりを進める必要があります。
- 犯罪被害者等支援条例の積極的な広報により、相談・支援件数は増加傾向にありますが、複雑化する犯罪に対し、被害者等の状況に応じた、よりきめ細やかな支援を行う必要があります。
- 路上喫煙に関する市民からの苦情等は多く寄せられる一方、分煙施設の整備を求める要望等もあることから、継続的な意識啓発や指導とともに、適切な分煙環境の確保に取り組む必要があります。
- 繁華街などにおける客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警察と連携しながら、条例等に基づく客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 消費者を取り巻く環境変化や多様化する消費生活相談に対応し、被害の未然防止に向けた消費者教育を推進する必要があります。

人口千人あたりの刑法犯罪認知件数



資料:神奈川県警察統計

取組の方向性

- 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化と、路上喫煙や客引き行為等の防止による安全・安心な通行環境の確保
- 犯罪被害者等に寄り添った生活支援の推進
- 消費者被害の救済及び未然防止に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
防犯対策事業	防犯カメラの普及に向けて、町内会・自治会等への設置補助や、犯罪発生状況等のデータに基づく整備と周知に取り組みます。また、地域の防犯関連団体や警察等と連携した活動を推進し、防犯灯の適正な維持管理や住宅の防犯診断の実施等により、犯罪の未然防止や抑止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 防犯カメラの設置補助（毎年度）</li> <li>• 重点地区防犯カメラの整備（R8年度以降順次）</li> <li>• 防犯灯の管理灯数（令和6年度:約7万灯→R11年度:約7万7千灯）</li> <li>• 防犯診断の実施（毎年度）</li> </ul>
犯罪被害者等支援事業	相談窓口における被害者等に寄り添った支援や、条例に基づいた見舞金や配食等の日常生活に関する支援制度などの効果的な広報啓発活動等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 犯罪被害者等支援相談窓口における相談支援（毎年度）</li> </ul>
路上喫煙防止対策事業	路上喫煙防止指導員による巡回や広報啓発活動を行うとともに、適切な分煙環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 路上喫煙防止キャンペーン（毎年度）</li> <li>• 路上喫煙防止重点区域における指定喫煙所の環境整備（毎年度）</li> </ul>
客引き行為等防止対策事業	客引き行為等防止指導員による巡回のほか、商店街・警察との一層の連携により周知・啓発を行い客引き行為等の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 客引き行為等防止キャンペーン（毎年度）</li> <li>• 客引き行為等重点区域での指導（毎年度）</li> </ul>
消費生活相談・啓発育成事業	消費生活に関する相談に対して、専門的な知見に基づく情報提供等を行うとともに、消費者教育や啓発を通じて被害の救済及び未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全国消費生活情報ネットワークシステム刷新に伴う相談業務の効率化（R8年度）</li> </ul>

施策の目標

市内の交通事故や交通ルール違反が減少している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警察「交通年鑑」)	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R11年)
放置自転車等の台数 (川崎市調べ)	1,717台 (R6年度)	1,500台以下 (R11年度)
自転車損害賠償責任保険等の 加入率(川崎市調べ)	70.5% (R7年度)	75%以上 (R11年度)

関連する  
SDGs



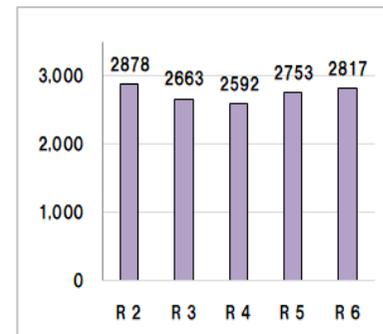
関連する  
主な個別計画

- 自転車活用推進計画

現状と課題

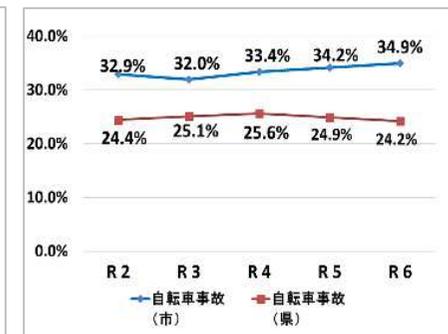
- 交通事故発生件数は横ばいで推移していますが、自転車関係事故の割合が県平均を上回っており、また交通事故全体に占める高齢者関係事故の件数も多い状況です。このため、自転車利用者や高齢者等が安全・安心に通行できる道路環境の整備と、交通事故防止に向けた対策が求められています。
- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けて、従来の地域に密着した啓発活動を継続しながら、デジタルサイネージ等の幅広い手法を取り入れていくことが求められています。
- 改正道路交通法に基づく自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化や自転車利用中のスマートフォン操作などの「ながら運転」の禁止・罰則強化など、改正内容について幅広い世代に向けて効果的な啓発活動に取り組む必要があります。
- 自転車等の放置は一定程度減少しているものの、一部地域において、慢性的に放置されていることから、状況に応じた駐輪場の整備や放置自転車等の撤去の取組を進めていく必要があります。

市内の交通事故発生件数の推移



資料：神奈川県警察「交通年鑑」

自転車事故の割合(県・市)



資料：川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 特に事故構成率の高い自転車利用者や高齢者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進
- ・ 歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
- ・ 放置自転車等の更なる削減に向けた効率的・効果的な対策の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
交通安全推進事業	交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知、高齢者等に交通安全教室を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の交通安全団体で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動（毎年度）</li> <li>・ 交通安全教室の開催（毎年度）</li> <li>・ 路面及び電柱巻付表示の実施（毎年度）</li> </ul>
安全施設整備事業	歩行者と車両の分離、歩道の段差解消のための歩道改良、交差点形状の見直し、交差点内カラー舗装等の交差点改良などに取り組むとともに、高齢者や障害者等に配慮した、生活関連経路等のバリアフリー整備の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道及び交差点等の改良（毎年度）</li> <li>・ バリアフリー基本構想地区等における生活関連経路等整備（R6年度:95%→R11年度:100%）</li> </ul>
放置自転車対策事業	駐輪需要に応じた駐輪場整備や、放置自転車等に関するルール・マナーの啓発、撤去の推進、新たな保管返還方法の検討などに取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要駅周辺を中心とした自転車等放置防止のための啓発の実施（毎年度）</li> <li>・ 放置自転車等の駐輪場での一時保管に向けた実証実験（R10年度）、効果検証（R11年度）</li> </ul>

施策の目標

誰もが安全かつ快適に道路や河川を利用できている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
道路施設の健全度 (川崎市調べ)	95.8% (R6年度)	99.0%以上 (R10年度)
河川施設の補修進捗率 (川崎市調べ)	8% (R6年度)	100% (R10年度)
不法占拠の解消実績件数 (川崎市調べ)	710件 (R6年度)	970件以上 (R11年度)

関連するSDGs



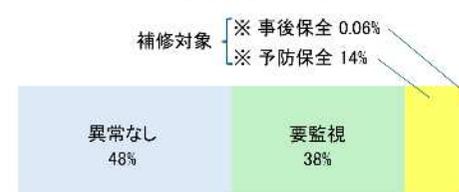
関連する主な個別計画

- 道路維持修繕計画
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- 河川維持管理計画

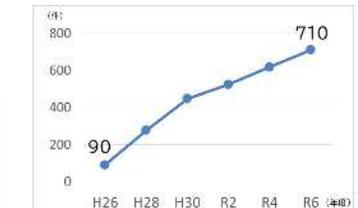
現状と課題

- 市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう等の道路施設は、交通荷重等により徐々に劣化が進行していくことから、事故を未然に防止し安全性を維持するためには、着実な点検と修繕が必要となります。
- 道路施設の健全性を確保するとともに、施設のライフサイクルコストの削減を図るため、「道路維持修繕計画」及び「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき点検を実施し、その結果を踏まえて効率的・効果的な修繕を実施しています。また、施設特性に応じた清掃を行っています。
- 激甚化・頻発化する水害及び河川・水路の施設の老朽化への対応が必要となっていることから、「河川維持管理計画」に基づき、河川施設の長寿命化を図りながら安全性を確保しています。また、必要な水路の補修等を行い、適切に維持管理を行っています。
- 道路等の不法な占有により、円滑な道路交通や道路整備等の支障となっている案件を重点的に指導するなど、優先度に応じた効率的・効果的な不法占拠対策を実施する必要があります。
- 地籍調査による道路境界等の明確化は、道路整備の円滑化にも寄与するものですが、都市部では土地が細分化され境界が複雑で、その確認に時間を要しているため、更なる効率的な調査が求められています。さらに、自然災害の頻発化に伴い、道路等インフラの早期復興のためにも境界の明確化は重要であるため、道路や水路に接する土地を優先的に調査を進める必要があります。

河川施設詳細調査の結果



不法占拠解消実績累計数(H26以降)



資料:川崎市調べ

資料:川崎市調べ

取組の方向性

- 道路・河川施設等について、効率的・効果的な点検や修繕等による、長寿命化、健全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の推進
- 道路整備等に影響を及ぼしている箇所への重点的な指導による、効率的・効果的な不法占拠対策の推進
- 道路整備や防災対策などに資する効率的・効果的な地籍調査の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
道路施設等維持修繕事業	「道路維持修繕計画」及び「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、施設に応じた管理手法により、計画的に点検・修繕を行うなど、適切に維持管理を行います。また、施設特性に応じて清掃を行い、常に良好な状態を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「道路維持修繕計画実施プログラム」の更新（R10年度）</li> </ul>
河川・水路維持補修事業	「河川維持管理計画」に基づき、計画的に河川施設の点検・補修を行うなど、適切に維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。また、水路の補修や除草等を実施し、良好な状態を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「河川維持管理実施計画」の改定（R10年度）</li> </ul>
道水路不法占拠対策事業	本市が管理する道路敷、水路敷及び河川敷の実態を把握し、不法な占有に対し除却指導を行うとともに、解消困難な案件に対しては法的措置を実施するなど、不法占拠の対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路パトロール等の実施による不法占拠の抑止と早期発見（毎年度）</li> </ul>
地籍調査事業	公共事業の円滑化や事前防災対策の推進、及び被災後における迅速な復旧・復興事業の実施等の観点から、「国土調査法」に基づき、土地所有者や地番、境界等に関する調査を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づく計画的な調査の実施（毎年度）</li> <li>• 地籍調査の進捗率（R6年度:12.0%→R11年度:12.5%）</li> </ul>

施策の目標

安全で良質な水が安定的に供給されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
水質基準適合率 (川崎市調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)
水道管路の耐震化率 (川崎市調べ)	44.1% (R6年度)	51.2%以上 (R11年度)
工業用水道の送水管事故時 バックアップ率 (川崎市調べ)	87.8% (R6年度)	100% (R11年度)

関連するSDGs



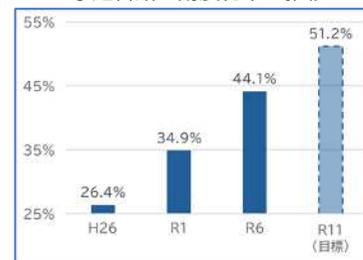
関連する  
主な個別計画

- 上下水道ビジョン
- 上下水道事業中期計画

現状と課題

- 首都直下地震をはじめとした大規模地震の発生が危惧される中、災害時においても市民生活や経済活動への影響を最小限に抑えるため、これまで、避難所や重要な医療機関への供給ルートなどの耐震化を進めてきましたが、引き続き、施設の耐震化やバックアップ機能の強化等に向けた管路整備を推進するとともに、地震等の災害による停電対策の拡充を図る必要があります。また、災害対応能力や大都市間等の広域連携体制の強化を図るとともに、防災意識の向上に向けた情報発信を行う必要があります。
- 送・配水管や浄水場の排水処理施設で老朽化が進行しており、突発的な漏水や故障などのリスクが高まっていることから、アセットマネジメントに基づく施設の更新が求められています。引き続き、水道・工業用水道事業会計における収支とのバランスも考慮しながら、計画的に更新・長寿命化を推進する必要があります。
- 気候変動や環境負荷の増大による水源水質の悪化が懸念される中、安全で良質な水道水を供給するため、科学的知見に基づき毎年行われる水質基準の見直し等に対応しながら水道水の水質を適切に管理する必要があります。
- 近い将来、人口減少社会への転換に伴い、担い手不足や料金収入の減少等が見込まれる中、事業環境の変化等を見据えて、経営基盤の強化を図る必要があります。

水道管路の耐震化率の推移



資料:川崎市調べ

重要施設への供給ルートの耐震化イメージ



取組の方向性

- ・ 災害時等の安定給水の継続に向けた管路の耐震化・二重化・ネットワーク化等の推進及び点検・修繕の実績等を考慮した施設の更新
- ・ 安全で良質な水の供給に向けた、水源から給水栓までの総合的な水質管理の推進
- ・ 災害対応能力・広域連携体制の強化に向けた訓練実施や防災情報発信、水需要減少に対応した財源確保等の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
水道・工業用水道施設の地震対策事業	警察・消防署等の重要施設への供給ルートの耐震化を行うとともに、基幹施設間を結ぶ連絡管の布設を進めます。また、浄水場における非常用自家発電設備の燃料貯蔵容量の増強等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要施設への供給ルートの耐震化完了（R11年度）</li> <li>・ 工業用水道の浄水場等連絡管布設完了（R11年度）</li> <li>・ 長沢浄水場燃料貯蔵容量の増強（R9年度）</li> </ul>
水道・工業用水道施設の老朽化対策事業	更新時期を迎えた小口径配水管や基幹管路である1号配水本管の更新を実施するとともに、長沢浄水場の排水処理施設の更新を進めるなど、適切に老朽化対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小口径配水管更新工事（R8～11年度：計140km）</li> <li>・ 1号配水本管（鷺沼工区）更新完了（R10年度）</li> <li>・ 長沢浄水場排水処理施設改良工事完了（R13年度予定）</li> </ul>
水道水質の管理事業	有機フッ素化合物(PFAS)を含む水質基準に基づき、水質管理を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質検査の実施（毎年度）</li> </ul>
水道・工業用水道の危機管理対策事業	応急給水訓練等を実施し、局防災計画等を継続的に改善するとともに、大都市間の合同訓練等を実施し、相互応援体制の更なる強化を図ります。また、飲料水の備蓄や応急給水拠点の周知に関する啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本水道協会関東地方支部（南関東ブロック）合同防災訓練の実施（毎年度）</li> </ul>
水道・工業用水道の経営基盤強化事業	水道料金制度等の見直しを行うとともに、資産の有効活用や資金運用等により安定的な財源確保に取り組みます。また、将来の担い手不足への対応として、デジタル技術の活用等による事業運営の最適化や人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収支比率（【水道】R6年度：105.4%→R11年度：100%、【工水】R6年度：105.4%→R11年度：91.0%）</li> <li>・ 資産の有効活用による収益額（R6年度：8.5億円→R11年度：8.9億円）</li> </ul>

施策の目標

健全な水循環を支える安定した下水道機能が確保されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区) (川崎市調べ)	30.6% (R6年度)	38.7%以上 (R11年度)
重要な管きよの耐震化率(市内全域) (川崎市調べ)	86.4% (R6年度)	89.0%以上 (R11年度)
管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域) (川崎市調べ)	39.0% (R6年度)	45.5%以上 (R11年度)

関連するSDGs



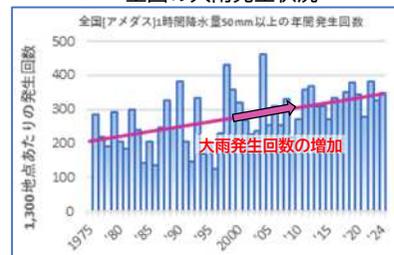
関連する主な個別計画

- 上下水道ビジョン
- 上下水道事業中期計画

現状と課題

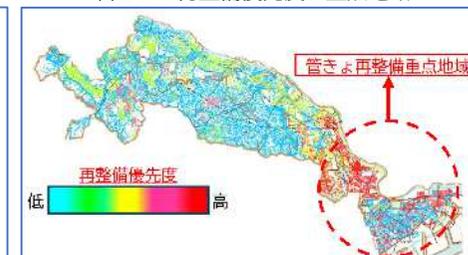
- 気候変動の影響などにより、下水道の排水能力を超える大雨や排水先の河川の水位上昇による浸水リスクが増大しています。将来的には、降雨量の更なる増加も見込まれることから、水害への対策が求められています。
- 令和6年能登半島地震では、下水道施設が甚大な被害を受け、復旧が長期化しました。日本は頻繁に大規模地震に見舞われており、本市においても、首都直下地震などの発生が危惧される中、災害に備えた取組が求められています。
- 昭和初期から整備を進めてきた本市の下水道は、今後、老朽化する施設が急増する見込みであり、管きよの不具合による道路陥没や設備故障による施設の機能停止などのリスクが高まることから、事故発生時に社会的影響が大きい管きよの健全性を確保するなど、持続的な機能の確保や安定的な下水道サービスが求められています。
- 激甚化・頻発化する災害により下水道サービスの低下が懸念される中、市民生活への影響を最小限に抑えるため、災害対応能力や大都市間等の広域連携体制の強化を図るとともに、災害リスク情報を適切に発信する必要があります。
- 近い将来、人口減少社会への転換に伴い、担い手不足や使用料収入の減少等が見込まれる中、事業環境の変化等を見据えて、経営基盤の強化を図る必要があります。

全国の大雨発生状況



資料：気象庁資料から作成

管きよの再整備優先度と重点地域



取組の方向性

- 大雨による浸水被害の防止・軽減に向けた雨水管きよやポンプ施設の整備等、気候変動の影響を考慮した取組の推進
- 災害に強く持続可能な下水道サービスの提供に向けた、下水道施設の耐震化や再整備・再構築の推進
- 災害対応能力・広域連携体制の強化に向けた訓練実施や防災情報発信、水需要減少に対応した財源確保等の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
浸水対策事業	重点化地区における雨水管きよや、排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備等を整備します。また、気候変動による将来の降雨量増加を考慮し、雨水対策の基本方針策定に向けて河川事業等と連携を図るとともに、計画・設計基準の見直しに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管におけるポンプゲート設備の整備完了（R9年度）</li> <li>• 入江崎統合幹線本体工事（R9～16年度予定）</li> <li>• 三沢川地区における雨水ポンプ施設の整備の実施（R7年度：0施設→R11年度：2施設）</li> </ul>
下水道施設の地震対策事業	災害時において特に機能確保が必要とされる重要な下水管きよの耐震化を推進します。また、水処理センターの消毒機能やポンプ場の汚水揚水機能の確保等、水処理センター・ポンプ場の耐震化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水処理センターの消毒機能の確保の実施（R7年度：2施設→R11年度：3施設）</li> <li>• ポンプ場の汚水揚水機能の確保の実施（R7年度：7施設→R11年度：9施設）</li> </ul>
下水道施設の老朽化対策事業	アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の再整備・再構築を推進します。また、再構築と合わせた創エネルギー設備や高効率機器の導入など、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入江崎総合スラッジセンター1系焼却炉の再構築完了（R8年度）</li> <li>• 大師河原ポンプ場(汚水)再構築完了(R10年度)</li> <li>• 損傷リスクが高い大口径管きよの健全性調査結果に基づく対策の完了（R11年度）</li> </ul>
下水道の危機管理対策事業	浸水対策訓練等を実施し、局防災計画等を継続的に改善するとともに、地震対策に係る大都市間の合同訓練等を実施し、相互応援体制の更なる強化を図ります。また、観測機器から得られる排水樋管情報等の提供に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時支援大都市連絡会議 図上訓練・同時被災情報連絡訓練の実施（毎年度）</li> </ul>
下水道の経営基盤強化事業	下水道使用料制度等の見直しを行うとともに、資産の有効活用や資金運用等により安定的な財源確保に取り組みます。また、将来の担い手不足への対応として、デジタル技術の活用等による事業運営の最適化や人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経常収支比率（【下水】R6年度：105.1%→R11年度：100%）</li> <li>• 資産の有効活用による収益額の維持（R6年度：0.9億円）</li> </ul>

施策の目標

多様な主体のつながりや助け合いが広がるとともに、医療・介護等の連携により、専門的ケアの提供が進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
身近な地域でつながりを生む 通いの場の数 (川崎市調べ)	1,039か所 (R6年度)	1,200か所以上 (R11年度)
高齢者の生活を支える取組への 協力事業所数 (川崎市調べ)	90事業所 (R6年度)	150事業所以上 (R11年度)
訪問診療を受けた患者数 (平均月間レセプト件数) (川崎市調べ)	15,643人 (R5年度)	18,000人以上 (R10年度)

関連する  
SDGs



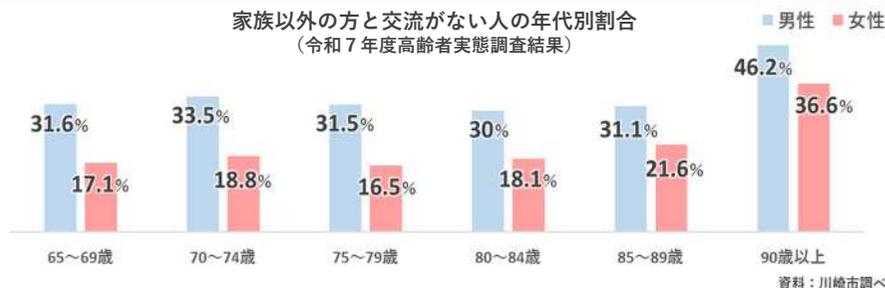
関連する  
主な個別計画

- 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- 地域福祉計画

現状と課題

- 本市の「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、平成27(2015)年度から令和7(2025)年度末までの第1・2段階を経て、令和8(2026)年度から「地域包括ケアシステム」の更なる進化をめざす第3段階に入ります。
- この間、地域による支え合いや助け合いのしくみづくりを進めてきましたが、単身高齢者の増加や、地域のつながりに対する意識の希薄化が進み、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の減少も回復せず、活動の担い手の高齢化・固定化等も深刻な状況です。
- このような状況に対し、身近な場所に通いの場があることで、介護予防や地域の助け合いにつなげ、望まない孤独や社会的孤立を回避できるよう、住民の主体的な活動に加え、多様な主体による相互連携や地域資源の活用等を通じた、つながりづくりの推進が必要です。
- また、市民が住み慣れた地域や望む場で自分らしく暮らし、自らが望む形で人生の最期を迎えられるよう、暮らしから日常の療養支援、退院支援、急変時の対応、看取りまで、本人の意思や意向の共有を図りながら、更なる医療・介護・福祉等の連携強化が重要です。
- 上記の課題に対し、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22(2040)年を1つのターゲットイヤーとし、第4期実施計画期間の4年間を第3段階における「第1期取組期間」と捉え、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの更なる進化を図る必要があります。

家族以外の方と交流がない人の年代別割合  
(令和7年度高齢者実態調査結果)



取組の方向性

- ・ 地域活動や担い手確保の支援、民間企業との連携によるつながりづくりや、地域包括ケアに資する取組の共創等の推進
- ・ 多職種連携などによる医療・介護・福祉・生活支援の相互連携や一体的な専門的ケアの提供に向けた取組の推進
- ・ 地域特性などのデータ等に基づく身近な小地域における地域マネジメントの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域包括ケアシステム推進事業	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組を推進するため、民間企業を含めた多様な主体で構成される地域包括ケアシステム連絡協議会等を通じた、幅広い分野における連携のしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体数（毎年度：130団体）</li> <li>・ 地域包括ケアシステムポータルサイトへの記事の掲載数（毎年度：1,000件）</li> </ul>
地域のつながりづくり推進事業	安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、一人暮らし等高齢者の状況や地域特性等を踏まえ、既存の地域での取組に加え、多様な主体との連携による取組への支援を行いながら、身近な小地域での見守り・支え合いの更なるしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区を中心とした地域マネジメントの実施（毎年度）</li> <li>・ 地域見守りネットワーク事業協定締結事業者数（R6年度：77事業者→R11年度：80事業者）</li> </ul>
民生委員児童委員活動育成等事業	地域での身近な相談・支援の担い手である民生委員児童委員について、新たな担い手の確保に向けた取組等を進め、活動の重点化や負担軽減を図りながら、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。また、適正配置や育成・支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員児童委員の充足率（R6年度：81.3%→R11年度：82.0%）</li> <li>・ 民生委員児童委員の活動支援（毎年度）</li> <li>・ 活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実（毎年度）</li> </ul>
医療・介護等連携推進事業	本人の暮らしの情報などを関係機関同士が把握・共有しやすくするためのしくみづくりに向けた支援等に取り組むとともに、病院間の連携による退院支援やレスパイト、介護施設・事業所における医療対応・連携等の充実を図ることで本人の意思や希望を尊重した在宅療養を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川崎市在宅療養推進協議会・ワーキンググループの開催（毎年度）</li> <li>・ 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修の受講者数（R6年度：1,614人→R11年度：2,360人）</li> </ul>
地域リハビリテーション推進事業	全世代・全対象型支援、医療・介護・福祉等の連携強化、サービスの質の向上等に向け、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所・施設、地域リハビリ拠点等への支援や連携強化を進めます。また、人材育成に取り組むとともに、関係機関同士をつなぎながら、有機的なネットワーク構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区役所や支援機関の専門人材育成研修（毎年度）</li> <li>・ 地域リハビリテーションセンターにおける専門的支援の実施（毎年度）</li> <li>・ 地域リハビリテーションネットワーク参画コア機関数（R8年度：新規設置→R11年度：21機関）</li> </ul>

## 施策 1-4-2

## 高齢者の地域共生の推進

### 施策の目標

高齢者が、生きがいをもって過ごし、介護が必要になっても質の高いサービスを受けることができる

### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
要介護2以上になる平均年齢 男性 (国保データベース(KDB))	79.7歳 (R6年度)	80.0歳以上 (R11年度)
要介護2以上になる平均年齢 女性 (国保データベース(KDB))	84.2歳 (R6年度)	84.5歳以上 (R11年度)
要介護高齢者の介護度の維持・ 改善率 (川崎市調べ)	82.8% (R6年度)	82.8%以上 (R11年度)

### 関連する SDGs

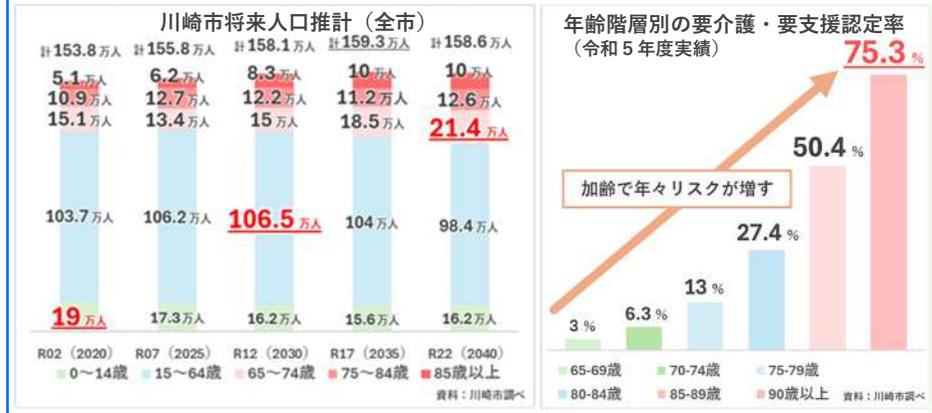


### 関連する 主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ 地域福祉計画
- ・ かわさきいきいき長寿プラン

### 現状と課題

- ・ 今後の高齢化の更なる進行に伴い、医療・介護需要が急増するだけでなく、介護までは必要なくとも、日常生活の支援を必要とする高齢者がこれまでにない規模で増加し、相談ニーズも更なる多様化が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護サービスを支える人材の不足も深刻化することが想定されます。
- ・ こうした状況の中、「人生100年時代」を迎えるにあたり、高齢期の暮らしを豊かなものとするため、これまで以上に、生きがい・社会参加、健康づくり・介護予防等の取組や、相談体制の整備、高齢者自身がライフプランを考え、予め終活等の備えを進めてもらうことが重要になります。
- ・ また、加齢による身体機能の低下等で、フレイル(虚弱)状態や要支援状態になっても、適切な介護予防ケアマネジメントのもと、リハビリ、生活支援・交流等を通じ、可能な限り要介護状態への移行を防ぎ、認知症についても、早期(軽度認知障害(MCI)や軽度認知症の段階)からの支援により、生活状態の維持・改善を図ることが重要です。
- ・ 加えて、要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護基盤の整備、人材確保や生産性向上等により、資源が限られる中においても、質の高い介護サービスの提供が求められます。



取組の方向性

- 多様なニーズに対応するための総合相談機能の充実・強化、生きがい・健康づくり、社会参加、介護予防等の推進
- 認知症になっても、地域生活を継続できるようにするための早期支援等による生活状況の改善、予防・共生等の推進
- 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするための利用者本位の質の高いサービスの提供

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
高齢者総合相談・支援事業	多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの相談体制・機能の充実、地域ケア会議等を活用した関係機関との連携強化、区役所等における総合的な相談支援や権利擁護の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センターにおける第1号被保険者1,500人あたりの専門職配置数（毎年度:1.0人）</li> <li>• 地域ケア会議の開催件数（R6年度:436件→R11年度:600件）</li> </ul>
高齢者生きがい・社会参加促進事業	各種講座・イベントの開催、持続可能性等を踏まえた高齢者外出支援乗車事業等による外出支援、老人クラブやいこいの家等における生きがいづくりの支援等を行うとともに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者外出支援乗車事業の実施（毎年度）</li> <li>• ほぼ毎日外出している高齢者の割合（R7年度:50.1%→R10年度:55.0%）</li> <li>• いこいの家・いきいきセンター等利用者数（R6年度:639,393人→R11年度:777,000人）</li> </ul>
介護予防・重度化防止対策事業	市民のセルフケア意識を高め、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の担い手づくりや地域活動支援、フレイル予防の普及啓発を進めます。また、虚弱、要支援高齢者等への初期支援の選択肢を充実させ、自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防・自立支援に資する体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いこい元気広場の実施（毎年度）</li> <li>• 地域リハビリテーション支援拠点の支援件数（R6年度:669件→R11年度:1,250件）</li> <li>• 自立支援型サービスの利用者数（R6年度:111人→R11年度:390人）</li> </ul>
認知症等対策事業	認知症になっても、住み慣れた地域や望む場で希望をもって自分らしく暮らし続けられるよう、認知症等の人や家族に対し、早期から気づきを促し、適切な対応に向けた取組等を充実・強化し、認知症疾患医療センター（略称:認知症疾患C）を中心とした、地域、医療、介護が連携した取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 軽度認知障害スクリーニング事業の参加者数（R6年度:544人→R11年度:840人）</li> <li>• 生活支援コーディネーターによる個別支援件数（R6年度:304人→R11年度:750人）</li> <li>• 認知症疾患C鑑別診断数（毎年度:2,000件）</li> </ul>
介護サービス基盤確保・運営支援等事業	介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域バランスを考慮しながら、介護保険施設や地域密着型サービス等の整備を進めるとともに、介護人材の確保と定着の支援に向けた取組を進めます。また、要介護状態の維持・改善に資するサービスの質の向上や事業者の運営支援・指導等に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所のLIFE（データ活用等）に係る体制加算取得率（R6年度:59.0%→R11年度:73.9%）</li> <li>• かわさき健幸福寿プロジェクトの参加者数（R6年度:711人→R11年度:1,400人）</li> <li>• 介護人材マッチング・定着支援事業（毎年度）</li> </ul>

# 施策 1-4-3

## 障害者の地域共生の推進

### 施策の目標

障害者等が社会とのつながりを持ちながら主体的な地域生活を送っている

### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
計画相談支援に基づいた障害福祉サービスの利用者割合 (川崎市調べ)	35.6% (R6年度)	37.9%以上 (R11年度)
施設入所(児)者及び長期入院者のうち、地域生活に移行した者の数 (川崎市調べ)	60人 (R6年度)	60人以上 (R11年度)
福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数 (川崎市調べ)	648人 (R6年度)	692人以上 (R11年度)

### 関連するSDGs

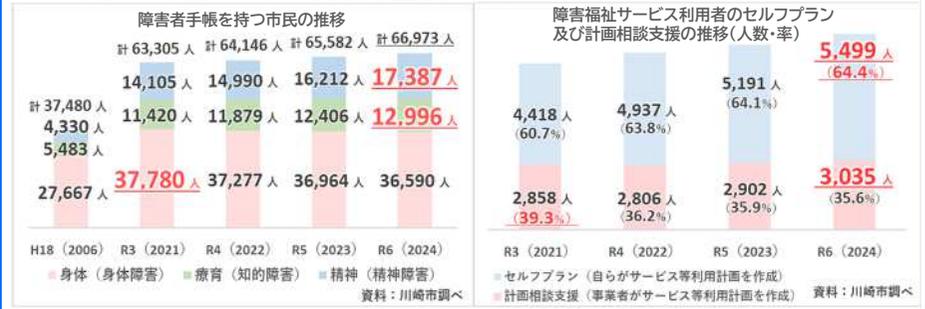


### 関連する主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ かわさきノーマライゼーションプラン

### 現状と課題

- ・ 身体障害者はやや減少傾向にある一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれること、また、加齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの、支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。
- ・ こうした状況に対応するためには、総合相談に加え、障害者が、自身のニーズや特性等にあった最適な障害福祉サービス等を適切に受けられるよう、本人・家族等が希望する場合には、セルフプラン(自ら作成するサービス等利用計画)ではなく、専門的な視点からサービス内容等を計画する計画相談支援につなげることに加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も重要です。
- ・ また、専門人材の確保が難しく、障害福祉サービス事業所の安定的な運営が見通せない状況下においても、障害者が障害特性や程度に応じ、可能な限り、主体的な生活を地域で安定的に送ることができるよう、人材確保や事業所運営等を支援しながら、地域移行支援、日中活動支援、在宅サービスなど、必要な支援・サービスが確実に届くようにする必要があります。
- ・ さらには、障害者の社会参加・交流を促進するため、外出時の移動手段の確保に加え、就労支援や定着支援、また、企業が障害者を雇用しやすい環境づくりの支援も重要です。



取組の方向性

- 障害者等の多様なニーズに対応できる相談支援機能の充実・強化
- 障害等の特性や程度等に応じた、必要な支援・サービスの提供体制の充実及び運営支援等の推進
- 障害者等の状態像や周辺環境等を踏まえた、移動支援、就労・定着支援等を通じた社会参加・交流等の促進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
障害者等総合相談・支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。また、計画相談支援の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 計画相談支援の利用者の増加人数(R11年度:1,093人(R7年度からの累計))</li> <li>• 障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携(毎年度)</li> <li>• ひきこもり地域支援センターによる支援(毎年度)</li> </ul>
障害児等総合相談・生活支援事業	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた、支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(毎年度:最長30営業日)</li> <li>• 子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定(毎年度)</li> </ul>
障害福祉の基盤確保・運営支援等事業	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グループホームの定員数(R6年度:1,798人→R11年度:2,246人)</li> <li>• 障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(事業所指定の有効期間内に1回以上))</li> </ul>
障害者生活支援事業	関係機関との連携・支援のもと、障害者本人の意思決定を促し、精神科病院や入所施設からの地域生活への移行を推進します。また、地域移行後の生活を継続できるよう、障害者本人のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神障害者の地域移行に向けて支援した人数(R6年度:79人→R11年度:244人(R8年度からの累計))</li> <li>• 入所施設からの地域移行に係る関係機関への普及・啓発を目的とした研修の開催(毎年度)</li> </ul>
障害者社会参加・就労支援事業	障害者の状態像や外出実態などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組みます。また、個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 就労移行支援事業所等の支援力向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催(毎年度)</li> <li>• ヘルパー同行による行動援護・同行援護・移動支援利用人数(R6年度:1,583人→R11年度:1,776人)</li> </ul>

施策の目標

社会環境の変化や多様な居住ニーズに応じた住宅が供給されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
マンション管理計画認定制度による認定件数(川崎市調べ)	95件 (R6年度)	250件以上 (R11年度)
住宅確保要配慮者への物件紹介率(川崎市調べ)	84% (R6年度)	90%以上 (R11年度)
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合(川崎市調べ)	42.1% (R6年度)	52%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 住宅基本計画
- 市営住宅等ストック総合活用計画
- 空家等対策計画

現状と課題

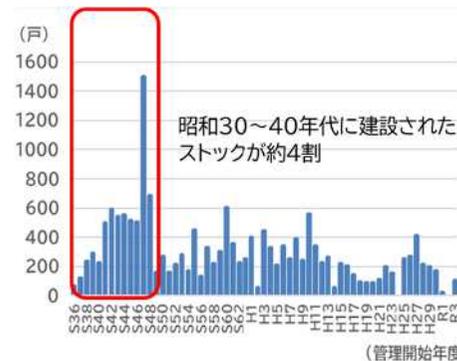
- 高経年のマンションや戸建て住宅等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進、管理適正化や再生促進に向けた支援の充実などが求められています。
- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている状況を踏まえ、子育て世代をはじめ、さまざまな世代を対象に人と住まいを循環させることなどにより、子育て世代の市内での定住や転入を促進する必要があります。
- 高齢化の進行等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の安定居住を図るため、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。
- 市営住宅については、厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行などを踏まえ、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進するとともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取り組み、持続可能な管理運営を進める必要があります。

竣工から40年以上経過したマンション件数の推移



資料:川崎市調べ

市営住宅の管理開始年別管理戸数



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 高経年住宅等の維持・再生の促進
- ・ 子育て世代の市内定住・転入促進に向けた取組をはじめとする多様な世帯の安定居住の促進
- ・ 市営住宅や民間賃貸住宅の活用等による重層的な住宅セーフティネットの構築

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
住宅政策調査事業	住宅・住環境に関わる総合的な方針を定める住宅基本計画をはじめとした住まいに係る計画の策定や、住宅政策の立案・制度設計等に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅基本計画の改定（R11年度）</li> <li>・ 市営住宅等ストック総合活用計画の改定（R11年度）</li> <li>・ マンション管理適正化推進計画の改定（R9年度）</li> <li>・ 空家等対策計画の改定（R8年度）</li> </ul>
高経年住宅等維持・再生事業	高経年マンションの管理適正化や再生促進、空き家の予防・利活用や管理不全空家等に対する法的措置等に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンション管理組合登録・支援制度の登録（毎年度）</li> <li>・ 被相続人居住用家屋等確認書の発行（毎年度）</li> <li>・ 住まいに関する講習会等の開催（毎年度）</li> <li>・ 管理不全空家等への指導（毎年度）</li> </ul>
住み替え等促進事業	若年層や子育て世代、高齢者等が居住ニーズやライフステージの変化に応じ円滑に住み替えできるよう、地域特性や世代ニーズ等を捉え、事業者等と連携し、既存住宅ストック等を活用した人と住まいが循環するしくみを構築するなど、子育て世代の市内定住・転入促進等に向け段階的に取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅ストック等を活用した官民連携によるモデル事業等の実施（R8年度～）</li> <li>・ ポータルサイトやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供（毎年度）</li> </ul>
安定居住推進事業	地域包括ケアシステムとの連携による高齢者等の多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援などを推進するとともに、新たな支援のしくみを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付（毎年度）</li> <li>・ 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催（毎年度）</li> </ul>
市営住宅等整備・管理活用事業	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替えや改善、維持管理等を推進するとともに、公平・的確な入居機会の提供や財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な管理運営・活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建替工事完了団地数（R8～11年度：6団地）</li> <li>・ 長寿命化改善工事完了団地数（R8～11年度：8団地）</li> <li>・ 子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集（毎年度）</li> </ul>

施策の目標

セルフケアが浸透し、心身ともに健康な生活を送る市民が増えている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
平均寿命と健康寿命の差 男性 (国保データベース(KDB))	3.1年 (R6年度)	2.9年以下 (R11年度)
平均寿命と健康寿命の差 女性 (国保データベース(KDB))	6.3年 (R6年度)	6.3年以下 (R11年度)

関連するSDGs

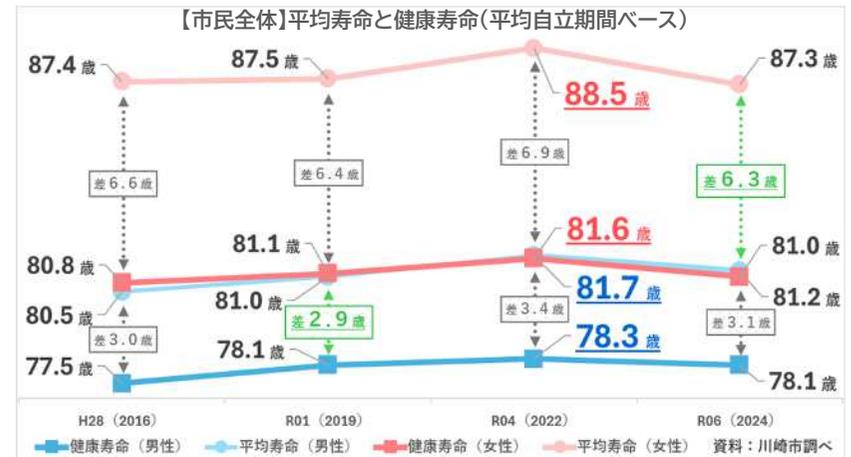


関連する  
主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ かわさき健康づくり・食育プラン
- ・ データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

現状と課題

- ・ 今後、更なる高齢化の進行等に伴い、医療・介護需要が増大し、医療費・介護給付費も上昇傾向が続くことが想定されるとともに、生産年齢人口の減少に伴い、専門人材等の確保が厳しさを増し、限りある医療・介護資源に掛かる負担も更なる増大が見込まれます。
- ・ そのため、将来的な医療・介護の最適化を見据えながら、必要な医療・介護サービスを確実に届けられるよう、これまで以上に、市民一人ひとりの健康意識を高め、自ら実践すべきことやその必要性等に対する理解を促し、更なるセルフケアの取組につなげるとともに、行政や民間企業等には、その支援・下支えが求められます。
- ・ こうした認識のもと、生活習慣病やがん、また、高齢期にフレイル(虚弱)状態や要支援・要介護状態に陥ることを防止するため、健康づくりや食育、生活習慣病対策、健(検)診や保健指導等について、若い世代から、効果的かつ重点的に取り組んでいく必要があります。
- ・ また、年齢や環境、健康状態等に着目し、医療・介護DXの進展等も踏まえながら、データ等の分析・活用を図るとともに、民間企業、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など、各関係団体との連携も重要です。



取組の方向性

- ・ 若い世代から主体的かつとぎれることなく健康的な生活習慣を実践・継続できる取組の推進
- ・ データ活用や各関係団体との連携等による、健康課題や特性を捉えた、健康づくり、セルフケアの後押しと、その環境づくり等の推進
- ・ 継続的な健康状態の把握、生活習慣病予防、重症化防止に向けた健(検)診・保健指導等の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
健康づくり事業	市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かわさきTEKTEKの参加者数（R6年度：約6万人→R11年度：11万人）</li> <li>・ 主観的に健康だと思える市民の割合（【男性】R4年度：76.2%→R10年度：77.4%）（【女性】R4年度：79.6%→R10年度：81.0%）</li> </ul>
食育推進事業	課題の多い若い世代を中心に、各世代の特性に対応しながら、朝食摂取、バランスの良い食事、低栄養の防止など、望ましい食生活の普及啓発や生活習慣を見直すきっかけとなる機会を提供するとともに、民間企業や各関係団体等と連携し、食の多様化に対応した食環境づくりなどを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養成分表示を活用している者の割合（R4年度：8.9%→R10年度：13.8%）</li> <li>・ 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代の割合（R4年度：46.0%→R10年度：51.9%）</li> </ul>
歯と口の健康づくり事業	歯や口腔の健康を保つことによる全身の健康状態や生活の質の維持・向上等に向け、地域の歯科医療機関や関係団体等と連携し、ライフステージ等を踏まえながら、歯科疾患（むし歯や歯周病）を予防する取組や、歯の喪失を防ぎ、口腔機能の獲得・維持・向上を図る取組などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合（R4年度：60%→R10年度：66%）</li> <li>・ オーラルフレイルの認知度（R4年度：15.4%→R10年度：17.5%）</li> </ul>
健診・保健指導・検診等推進事業	がん検診や国民健康保険制度の被保険者の特定健診・特定保健指導等の各種健(検)診の受診率向上に向けた受診勧奨や普及啓発を行います。また、一般健診や働き盛り世代のがん検診の受診率向上に向けて、職域保健等の関係団体と連携して普及啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん検診(5種類)の平均受診率（R4年度：52.1%→R10年度：60%）</li> <li>・ 特定健康診査受診率（R6年度：29.6%→R11年度：33%）</li> </ul>
生活習慣病対策事業	生活習慣改善に向け、地域、民間企業、関係機関等と連携し、各種媒体を活用して、若い世代や働き盛り世代への普及啓発を行います。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活習慣病の重症化予防等に向け、受診勧奨・保健指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若い世代等を対象とした講習会等への参加事業所数（毎年度：614事業所）</li> <li>・ 保健指導参加者の血糖値(HbA1c)の維持改善（R6年度：-0.2P→R11年度：0P）</li> </ul>

# 施策 1-4-6

## 生活保障と困窮者の自立促進

### 施策の目標

必要な支援を通じ、困窮者の自立が促進されている

### 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
生活保障から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の割合 (川崎市調べ)	10.9% (R6年度)	12.6%以上 (R11年度)
「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善した割合 (川崎市調べ)	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R11年度)
自立支援センター入所者のうち支援を受け自立した人の割合 (川崎市調べ)	54.5% (R6年度)	57.0%以上 (R11年度)

### 関連するSDGs

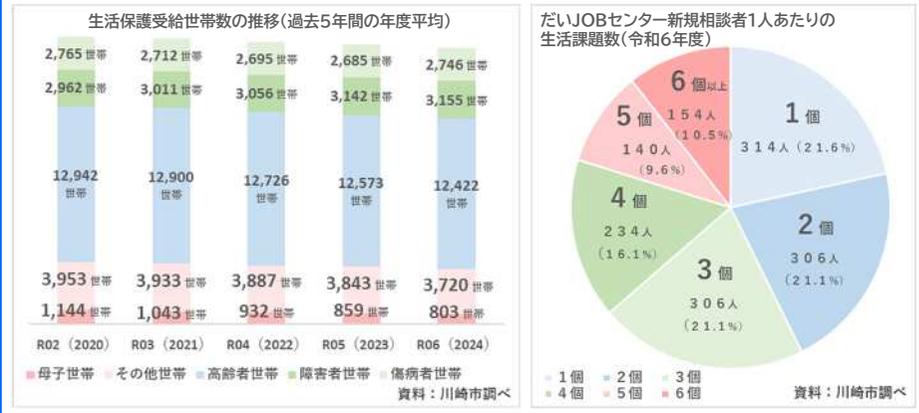


### 関連する主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ ホームレス自立支援実施計画
- ・ 再犯防止推進計画

### 現状と課題

- ・ 近年、雇用情勢の改善等により、生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、生活保護が必要な人に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する必要があることから、身近な相談窓口等において、生活保護制度の案内を適切に行っていくことが重要です。
- ・ あわせて、就労可能な人等に対しては、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携等による就労支援を行っていますが、社会的孤立や心身の不調などさまざまな生活上の課題が複雑・複合化していることから、個々の状況に寄り添った、きめ細かい支援を通じ、社会的・経済的自立の促進等が必要です。
- ・ また、生活保護に至る前の早い段階で生活困窮から脱却できるよう、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」にて、仕事・住まい・家計など生活全般に係る相談・支援を継続し、複雑・複合化する相談内容にも的確に対応することが重要です。
- ・ さらに、ホームレスも、平成15(2003)年度の1,038人をピークに、令和6(2024)年度には104人まで減少している一方で、期間の長期化、対象者の高齢化のほか、終夜営業店舗等に起居する人への対応等の課題があることから、望む生活を実現できるようきめ細やかに支援していくことが求められます。



取組の方向性

- 生活保護を必要とする人に対する、健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立を助長する取組の推進
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する、社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援等の推進
- ホームレス生活を余儀なくされている人等に対する、個々の状況に配慮した、きめ細かな相談支援等の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
生活保護事業	生活保護が必要な人に対し、適切な制度の周知等を通じ、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給者に対し、各種年金の受給支援を行うとともに、後発医薬品使用促進の取組等により、生活保護の適正な実施に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金専門員の支援による生活保護受給者の年金受給実績額（毎年度：390,000千円）</li> <li>後発医薬品使用促進割合（R6年度：93.4% → R11年度：95%）</li> </ul>
生活保護自立支援対策事業	就労可能な生活保護受給者等に対し、個々の課題も踏まえながら、社会的・経済的自立の促進に向けた「各種就労支援事業」等を実施します。また、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援し、貧困の連鎖の防止に向けた「学習支援・居場所づくり事業」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援事業等参加者数（毎年度：1,500人）</li> <li>学習支援・居場所づくり事業利用者の進学・就職等による進路決定率（毎年度：100%）</li> </ul>
生活困窮者等自立支援対策事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、仕事・住まい・家計等の生活全般についての相談・支援を行うことにより、自立を促します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>だいJOBセンターへの新規相談者数（R6年度：1,454人 → R11年度：1,500人）</li> </ul>
ホームレス自立支援対策事業	国の動向を注視しながら、「ホームレス自立支援実施計画」に基づき、巡回相談や自立支援センターへの入所支援等により、きめ細やかな支援に取り組めます。また、終夜営業店舗等に起居する潜在的な困窮者等に対し、支援対策を周知するなど、ホームレス生活の予防の取組も進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談の実施（毎年度）</li> <li>自立支援センター（4か所）による支援の実施（毎年度）</li> </ul>

施策の目標

安心につながる保健医療が適切に提供されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
紹介受診重点医療機関等における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値)(川崎市調べ)	68.8% (R6年度)	68.8%以上 (R10年度)
救急搬送における119番通報から病院収容までの所要時間(川崎市調べ)	47.4分 (R6年)	46.1分以下 (R11年)
予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率(川崎市調べ)	83.3% (R6年度)	83.3%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ かわさき保健医療プラン
- ・ 感染症予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画

現状と課題

- ・ 今後、更なる高齢化の進行等に伴い、特に、医療需要が増加していく一方、生産年齢人口の減少に伴い、医療人材の確保が厳しさを増すなど、医療資源に掛かる負担も更なる増大が見込まれます。
- ・ こうした中、セルフケアを促し、医療需要の最適化を図ることはもとより、必要病床数の確保、病床機能の分化、病院・診療所・かかりつけ医等の役割分担や連携強化を通じ、周産期・小児などの各分野に効率的かつ適切に対応できるようにすることで、必要な医療を確実に届けるとともに、適切な支援を切れ目なく提供するため、入院医療、在宅医療、介護、福祉等の連携強化も重要です。
- ・ また、救急体制がひっ迫する中、救急出場や受療行動などの現状やその分析結果を活用し、市民への普及啓発等を通じ、比較的軽症な方には、初期救急医療の利用を促し、重症度や緊急性の高い方を迅速かつ確実に、第二次・第三次救急医療へつなげる必要があります。
- ・ さらに、新型コロナウイルス感染症に係る対応の教訓や国及び県の動向等を踏まえ、予防接種などの予防策の徹底、まん延時の対策など、平時からの感染症対策をより強化していく必要があります。
- ・ その他、医療・介護DXの進展に伴い、情報連携・活用にも的確に対応するとともに、アレルギー疾患対策、医療・医薬品の安全対策、食品衛生、生活衛生等の取組も着実に推進する必要があります。

医療需要・増加率推計(1日あたりの人数・率)



救急搬送人員の推移(傷病程度別)



### 取組の方向性

- 病床機能の確保、地域の医療機関の役割分担・連携、看護人材の確保等による地域医療体制の確保・充実
- 救急需要の動向やひっ迫する体制等を踏まえた、必要な救急体制の確保と適時・適切な利用の促進
- 感染症予防、重症化及びまん延防止に向けた取組及び関係機関との連携、その他保健医療に係る取組の着実な推進

### 計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域医療対策事業	紹介受診重点医療機関と地域の医療機関等との相互の機能分担・連携を進める「地域医療連携」を推進するとともに、関係機関とかかりつけ医の普及・啓発を進めます。また、看護人材の確保・定着に取り組むとともに、市立看護大学・大学院において、地域医療などを担う看護職等の養成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 紹介受診重点医療機関等からの(地域の医療機関への)逆紹介率(平均値)(毎年度:88%)</li> <li>• 人口10万人に対する看護職員数(R6年度:883人→R10年度:967人)</li> <li>• 看護大学卒業生市内就職率(毎年度:75%)</li> </ul>
救急医療対策事業	安心して医療を受けられる体制の確保に向け、救急、周産期、小児医療機関等への運営支援を行います。また、必要な方を適切な医療につなげ、かつ、救急医療の適時適切な利用を促進できるよう、医療情報ネット(ナビイ)や救急医療電話相談事業(#7119)の周知等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• #7119の利用件数(毎年度:33,000件)</li> <li>• 輪番による夜間小児救急病院の確保数(毎年度:2施設)</li> <li>• 市内での周産期母子医療センター及び救急救命センターの確保数(毎年度:各3施設)</li> </ul>
救急活動事業	救急隊の現場到着時間の維持・短縮に向けて、救急隊の適正配置や救急情報共有システムの導入に取り組みます。また、救急車の適時・適切な利用の促進、高度な救命処置が実施可能な救急救命士の養成等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子母口救急隊の配置(R9年度)</li> <li>• 救急業務の効率化に向けた救急情報共有システムの導入(R8年度)</li> <li>• 平均現場到着時間の維持・短縮(R6年:9.8分→R11年:10.0分)</li> </ul>
感染症対策事業	発生予防及びまん延防止に向け、市民啓発や健診実施等に加え、患者及び病原体情報の収集、分析、公表等による注意喚起を行います。また、発生時に備え、検査、医療提供及び宿泊療養などの体制確保、感染症対策物資等の確保等を進め、関係団体などと連携強化に向けた研修・訓練等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査能力の確保(毎年度:1日あたり240件)</li> <li>• 医療機関等との研修・訓練(毎年度)</li> <li>• 即応可能なIHEAT要員(保健所支援のための地域の保健師等)の確保数(R6年度:10人→R11年度:24人)</li> </ul>
予防接種事業	予防接種(定期接種)について、感染症の発生、重症化及びまん延防止等に向け、円滑な実施や接種率の維持・向上等を図るため、効果や安全性等の周知、接種勧奨等を行います。また、予約票や勧奨通知の電子化、接種記録のデータベース化・連携等、令和8(2026)年度以降のデジタル化に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防接種(麻しん・風しん)接種率(毎年度:95%)</li> <li>• 予防接種(HPV)接種率(R6年度:49.5%→R11年度:55%)</li> </ul>

施策の目標

市立病院において、地域を支える医療が安定的に提供されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
救急搬送受入数(川崎市調べ)	15,133件 (R6年度)	16,600件以上 (R11年度)
病床利用率(一般病棟) (川崎市調べ)	74.7% (R6年度)	79.6%以上 (R11年度)
入院患者満足度(川崎市調べ)	78.9% (R6年度)	84.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 川崎市立病院中期経営計画
- 川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画

現状と課題

- 市立3病院は、それぞれの特色を活かし、緊密に連携しながら、高度・特殊・急性期医療や、救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの地域を支える医療を、安定的かつ継続的に提供しています。また、災害対応、教育・研修などを含めた医療行政の推進や、地域医療機関との連携促進による医療資源の有効活用と本市の医療水準の向上に寄与しています。今後も、これまで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、将来の医療需要に適切に対応していく必要があります。
- 少子高齢化の急速な進展により、持続可能な地域医療提供体制の確保が重要な課題となっています。医療機能の分化・連携を加速させ、地域包括ケアシステムや地域医療構想に関わる検討を踏まえながら、地域の医療機関や介護事業者とともに地域全体で医療を提供する「地域完結型」の医療提供体制へ移行するなどの取組を一層推進する必要があります。
- 公定価格である診療報酬を収入の基本として経営する市立病院では、長期化する物価高騰や人件費の上昇により支出が大幅に増加し、収支が悪化しています。地域を支える医療を安定的かつ継続的に提供するため、経営の健全化を進める必要があります。
- 持続可能な地域医療提供体制の確保のため、医師の働き方改革や、医療従事者の確保・育成、情報セキュリティの強化等、さまざまな課題への対応に向けた取組を進めていく必要があります。



資料:川崎市調べ



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- いのちと健康を守る良質な医療の提供
- 機能分担と連携による地域完結型医療の推進及び地域や社会に貢献する医学・医療の実践
- 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
川崎病院の運営	高度・特殊・急性期・救命救急医療を中心に、小児、成人、高齢者、妊産婦等の医療や感染症、災害時医療等を提供するとともに、医療需要の増等に対応するため、医療機能再編整備を進めます。また、医師臨床研修の実施や市民への医学知識の普及啓発等、地域医療水準の向上に寄与する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 三次救急応需率（R6年度：95.4%→R11年度：98.0%）</li> <li>• 救命救急センター棟の運営開始（R8年度）</li> </ul>
井田病院の運営	災害時医療の提供、地域医療支援病院として医療機関・福祉施設等との連携、増加が見込まれる高齢者救急に取り組むとともに、地域がん診療連携拠点病院としてがん・緩和ケア医療を提供します。また、在宅療養後方支援病院として医療介護連携等、地域包括ケアシステムの更なる取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• つなぐつながるホットライン件数（R6年度：202件→R11年度：230件）</li> <li>• 在宅療養後方支援登録患者の緊急受入患者数（R6年度：125人→R11年度：140人）</li> </ul>
多摩病院の運営管理	地域の中核病院として、災害時医療や、小児から成人、妊産婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供します。また、川崎市北部医療圏の地域医療支援病院として、地域の医療機関や福祉施設等との連携を積極的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 紹介率（R6年度：76.1%→R11年度：80.5%）</li> <li>• 小児救急延患者受入数（R6年度：1,021人→R11年度：1,050人）</li> </ul>
医療人材の確保・育成及び働き方改革推進事業	川崎病院医療機能再編整備や医療の高度化・専門化に対応した組織・人員体制の強化に取り組みます。また、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、職員の人材育成と能力開発に努めます。さらに、タスクシフト・シェア、RPA導入等により業務を効率化し働き方改革を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合同就職説明会への参加（毎年度）</li> <li>• 時間外労働時間が960時間を超える医師数（R6年度：40人→R11年度：20人）</li> </ul>
経営健全化推進事業	国の「公立病院経営強化ガイドライン」等の考え方を踏まえた川崎市立病院経営計画に基づく施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関わる基幹システムの更新や、情報通信技術等を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に取り組む、情報化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経常収支比率(川崎病院)（R6年度：93.1%→R11年度：98.9%）</li> <li>• 経常収支比率(井田病院)（R6年度：84.6%→R11年度：92.9%）</li> </ul>